

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年1月14日（木）10時05分～10時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、伊藤係長  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 敷地境界における実効線量評価に当たっては、表面線量率が平均1mSv/年の廃棄物が線源箇所に1年間常時存在する状態を想定している。
  - 実際の減容処理対象には表面線量率1mSv/年を超える廃棄物が含まれる場合があるが、減容処理した廃棄物は逐次固体廃棄物貯蔵庫等へ搬出されるため、特定（高線量）の廃棄物が一時仮置エリア等に長期間置かれることはなく、線量評価の条件を超えることはない。
  - 実効線量評価に用いたかさ密度は、減容処理前が金属廃棄物0.4g/cm<sup>3</sup>、コンクリート廃棄物0.6g/cm<sup>3</sup>、減容処理後が金属廃棄物0.8g/cm<sup>3</sup>、コンクリート廃棄物1.2g/cm<sup>3</sup>である。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、
  - 敷地境界実効線量の評価条件である廃棄物のかさ密度について、今回説明のあった内容と変更認可申請書記載の内容が異なっているため、申請書の修正の可否を検討の上、修正が必要であれば補正申請を速やかに行うこと。等を求めた。

#### 6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について